

# 国土交通省統計改革プラン

～開かれ、使われ、改善し続ける統計へ～

令和4年8月10日

国土交通省

再発防止・統計検証タスクフォース

## 目次

第1章	はじめに	3
第2章	検証委員会報告書等による指摘事項等	4
1.	検証委員会報告書	4
(1)	不適切処理の問題点と原因	4
(2)	再発防止策の提言	5
2.	追加調査報告書	6
3.	建築工事費調査における不適切処理について	7
第3章	所管統計の点検結果概要	8
1.	基幹統計	8
(1)	統計作成プロセスごとの実施機関、人員・体制	8
(2)	調査・集計プロセスのマニュアルの整備状況	8
(3)	調査・集計プロセスの変更時の対応状況	9
(4)	遅延調査票の取扱い	9
(5)	内閣府から依頼があった基幹統計調査の文書管理に関する点検結果	9
(6)	その他	10
2.	一般統計	11
第4章	統計改革の具体策	11
1.	統計部局の組織体制の改革	12
	[組織体制の強化]	12
	[人材育成の充実]	12
	[統計プロセスの合理化・効率化(統計棚卸しをはじめとする業務効率化)]	13
	[問題発見と解決を奨励する組織風土づくり]	13
2.	「開かれ、使われ、改善し続ける統計」への改革	14
	「開かれた統計」への転換(統計のオープン化)]	14
	「使われる統計」への転換(EBPMの推進)]	14

[「改善し続ける統計」への転換] .....	15
[統計 DX の推進] .....	16
<b>3. 公文書管理の改善に向けた具体策</b> .....	16
<b>第5章 終わりに</b> .....	17

添付資料

- 資料1 建設工事受注動態統計調査の不適切処理に係る再発防止策検討・国土交通省 所管統計検証タスクフォース構成員

## 第1章 はじめに

「国土交通省統計改革プラン」は、今般の建設工事受注動態統計調査(以下「建設受注統計」という。)等の一連の不適切処理事案によって、国土交通省が失った信頼を取り戻し、国土交通省所管統計の抜本的な改革を推進するため、「建設工事受注動態統計調査の不適切処理に係る再発防止策検討・国土交通省所管統計検証タスクフォース」(令和4年1月20日設置)において、以下のとおり顧問有識者のご審議を頂きながら、再発防止策として取りまとめたものである。

第1回(令和4年1月28日)

- ・ 再発防止策検討及び所管統計の検証について

第2回(令和4年2月28日)

- ・ 所管統計の点検及び再発防止策の検討に係る当面のスケジュール

第3回(令和4年4月27日)

- ・ 追加調査、所管統計の点検検証、再発防止策の検討の進捗状況
- ・ 建築工事費調査において判明した調査票配布遅れの現状とその後の対応

第4回(令和4年5月13日)

- ・ 遡及改定に関する検討会議報告書について
- ・ 追加調査報告書について
- ・ 再発防止のために当面速やかに取り組む事項及び今後の検討の視点について

第5回(令和4年6月20日)

- ・ 国土交通省所管統計の点検について
- ・ 再発防止策に関する検討について

第6回(令和4年8月10日)

- ・ 建設工事受注動態統計調査の遡及改定の結果について
- ・ 「国土交通省統計改革プラン」(案)について

この際、検証委員会報告書(令和4年1月14日に「建設工事受注動態統計調査の不適切処理に係る検証委員会」(以下「検証委員会」という。)が取りまとめたもの。以下同じ。)及び追加調査報告書を踏まえて議論を重ねるとともに、総務省統計委員会による基幹統計の調査・集計プロセス点検・確認(令和4年6月17日)に合わせて所管統計の点検及び検証を行ったほか、総務省統計委員会が取りまとめた政府全体の公的統計の改善策を踏まえたものである。

公的統計は、わが国の政策を企画立案するための根拠となるばかりではなく、国

民生活や企業活動における合理的な意思決定に不可欠な社会的情報基盤であり、国家の基盤をなす情報である。

国土交通省としては、公的統計の持つこうした意義を改めて認識しつつ、今般のような不適切な事案を決して再発させない、という強い決意のもと、

- ① 多くの利用者に対して開かれた統計になること
- ② 多くの利用者のニーズを踏まえて使われる統計になること
- ③ 経済構造等の変化に対応して、品質を改善し続ける統計になること

を基本原則として、統計改革を目指すものである。

上記の基本原則のもと、国土交通省統計改革プランの着実な実施により、国土交通省は正確で的確な統計の提供を通じて社会に貢献し、一刻も早く国民からの信頼を回復するよう具体的な取組を進めてまいりたい。

## 第2章 検証委員会報告書等による指摘事項等

検証委員会は、統計学の専門家及び弁護士の外有識者で構成され、独立中立の立場で本件事案について調査検証を行い、事実関係の調査・評価と原因の検証、再発防止について、検証委員会報告書として取りまとめた。

さらに、検証委員会報告書追補に指摘された建設受注統計の不適切処理については、国土交通省において特別監察を実施し、追加調査報告書として取りまとめた。

また、この間の令和4年3月に、建築工事費調査において、調査票の配布が調査計画より大幅に遅れていることが判明したが、公的統計の信頼確保に向けて取り組んでいる中で判明したことであり、国民からの信頼をさらに損なうこととなった。

これら一連の不適切処理事案に関し、検証委員会報告書及び追加調査報告書において指摘された原因等の概要は以下のとおりである。

### 1. 検証委員会報告書

#### (1) 不適切処理の問題点と原因

検証委員会報告書では、①合算問題、②二重計上問題、③事後対応問題の大きく三つの不適切処理の問題点と原因について、以下のとおり指摘がなされている。

### [合算問題]

- ・ 通常業務ルーティン外の集計作業の点検や見直しを行うための人的・物的余裕がなかったため、合算処理の是非を検討し、見直す機会もないまま継続された。
- ・ 室長ら幹部が集計作業を現場任せにしていた分業意識があった。

### [二重計上問題]

- ・ 室員は、平成 25 年4月の推計手法変更時に、回収率の逆数を乗じて補正していることに加えて過月分合算を承知していたが、統計的に改善されて、完全なものが出来上がっていると認識し疑問を抱くことがなかった。
- ・ 推計方法の見直し過程で、集計実務を担当する係長以下と、推計方法を検討していた補佐以上の間で十分な情報共有がなく、情報が分断されていた。室長ら幹部が集計作業を現場任せにしていた分業意識も背景にあり、係長以下も目先の業務で手一杯で統計の理論的な問題と集計作業を結びつけるような思考が働かなかった。

### [事後対応問題]

- ・ 「隠ぺい工作」とまでいうかどうかはともかく、幹部職員において、責任追及を回避したいといった意識があった。
- ・ 管理職の短任期や統計室の業務過多により、管理職が自ら問題を解決せず先送りするインセンティブを有する構造的な問題があった。
- ・ 問題の発覚が現職職員の不利益となる構造ゆえに、問題を隠ぺいし又は矮小化させるインセンティブを有する構造的な問題があった。

## (2)再発防止策の提言

検証委員会報告書においては、(1)の問題点と原因を踏まえ、再発防止策として以下のとおり提言されている。

### [業務過多の解消]

- ・ 各問題の背景には、建設経済統計調査室(以下「建設統計室」という。)における慢性的な業務過多があったとされ、所属人員の数ではなく、業務を遂行するために必要十分な人材が適切に配置されるべきである。

- ・ システムの不備を労働力で補填している点も業務過多に繋がっていると考えられ、システム不備に対しては適切な改修が行われるべきである。

#### [統計を統合的に理解する職員の配置]

- ・ 建設受注統計について、制度設計(見直しを含む)を行う者と集計の実務を行う者の間に情報の分断があった。集計から制度設計までを統合的に理解する職員を配置し、情報の分断を防ぐべき。
- ・ 集計方法を含めた業務マニュアルの作成がされていれば、当該マニュアルを確認することで、制度設計の見直しに活用できたと考えられる。

#### [職員の専門知識の習得]

- ・ 建設統計室の職員が統計について十分な知識を有していないことから、統計に関する知識を習得する機会を与えるべきである。

#### [専門家との相談体制の構築]

- ・ 統計に関する疑問や問題を気軽に相談できる専門家がいなかったことから、統計の専門家をアドバイザーに任命し、定期的に打合せを実施し、統計に関する疑問や問題を気軽に相談する体制を構築すべきである。

#### [問題発見時の対応方法の明確化及び問題の発見と解決を奨励する風土の形成]

- ・ 事後対応が不適切となった背景には、問題発見時の対応方法が不明確であり、かつ、問題の発見が現職職員の不利益になるという構造が存在していることから、これをなくし問題発見時の対応方法を事前に定め明確化すべきである。

## 2. 追加調査報告書

追加調査報告書では、①都道府県における合算書き換えの継続、②回収率の計算方法の誤り、③完成予定年月の書き換え、④公文書管理の不徹底の問題点ごとに原因が指摘されている。

これらの問題の背景として、

- ・ 通常業務で手一杯であったこと、マネジメントが不足していたこと、引継ぎが十分に行われなかったこと、室内で共有されるべき業務マニュアルがなかったこと

等により、適切な対応がなされなかった

- ・ 担当職員に統計に関して十分に専門的な知識が備わっておらず、専門家からアドバイスを受ける機会がなかった
- ・ 対応ルールの不徹底等により、誤りが発見されず、発見後も是正が直ちに行われなかったうえ、誤りが発見された後にも、その事実を公表しなかった
- ・ 業務フローを変更する際の手続きが不備であったため、統計的な影響を検討しなかったことに加え、取扱いの変更を公表しなかった

ことが指摘されており、1. の検証委員会報告書で指摘されている原因とほぼ合致している。

また、公文書管理に関しても、現存する行政文書ファイルの管理簿への未登録等、公文書管理法の規定が遵守されていない事例が認められた。また、調査票の一部に消しゴムで数値を消した痕跡があり、国土交通省で書き換えが行われていたことは公文書管理法の趣旨に照らし不適切である。これらの原因としては、公文書管理に関する知識不足や、通常業務に忙殺されている状況にあったことが指摘されている。

### 3. 建築工事費調査における不適切処理について

基幹統計である建築工事費調査について、調査票の配布が調査計画より大幅に遅れていることが令和4年3月に判明した。

建築工事費調査は、その前身である補正調査の精度向上及び都道府県における事務負担の軽減のため、令和2年に調査計画の見直しを行ったものである。

具体的には、調査対象となる建築物の選定方法について、これまで都道府県がそれぞれの都道府県の抽出率に従って抽出していたところ、国土交通省が建築物着工統計調査等の情報から抽出する方法に変更し、令和3年1月以降、国が直接事業者へ報告を求める調査方法とした。また、この際、民間事業者を活用した郵送・オンライン方式の調査とすることで業務の増加に対応することとしていた。

しかしながら、初年度の調査であったために、調査の準備段階における調査票の情報を都道府県から入手する作業や調査対象者名簿の作成について、想定以上の時間を要したものである。

この間、調査計画に沿った時期に調査票の配布ができていないことについて、室長以上への報告がなされず、1年以上にわたり、組織として問題が認識されなかった。

本件問題の背景・原因についても、室内の情報の分断及び分業意識、組織マ



ネジメント上の課題等、上記1. 及び2. において指摘されたものと同様であると考えられる。

### **第3章 所管統計の点検結果概要**

#### **1. 基幹統計**

建設受注統計の不適切処理事案を踏まえ、同様のリスクが、他の基幹統計調査や基幹統計所管府省において潜在していないかについて、令和4年6月17日に総務省統計委員会から点検・確認の指示があった。

また、建設受注統計において公文書管理にも不適切な取扱いが確認されたことから、令和4年5月17日に内閣府から基幹統計調査の文書管理に関する点検実施の依頼があった。

これらを受け、国土交通省所管の9つの基幹統計について点検を行った結果の主な概要は以下のとおりである。

##### **(1) 統計作成プロセスごとの実施機関、人員・体制**

人員体制については、大半の基幹統計の各調査における担当職員数は1～2名程度である。統計調査のルーティン業務に加えて、所管統計の複層的なチェックや品質改善を進めていくための、体制の構築を図ることが不可欠である。

##### **(2) 調査・集計プロセスのマニュアルの整備状況**

大半の統計調査で、調査・集計プロセス全体にわたるマニュアルが整備されているが、記載の質及び量について更なる充実が必要である。

マニュアルの共有については、建設工事施工統計調査及び建設受注統計において、担当者のみが保有し、組織としての共有がなされていない状況であり、改善が必要である。また、建築工事費調査については、令和2年に、その前身である補正調査から見直しを行った調査計画に基づくマニュアルを作成中であり、早急な整備が必要である。

調査票の記入が正しいにも関わらず、集計システム上の都合などのために、マニュアルにおいて報告者から調査票の内容を書き換える記載については、認められなかった。

### (3) 調査・集計プロセスの変更時の対応状況

調査・集計プロセスのうち、あるプロセスを変更した場合、他の別のプロセスとの不整合等の影響を与えるかどうかの確認の状況については、いずれの統計においても、当該統計を担当する課室内や受注事業者等において、業務フロー全体への影響の確認を行っていることが認められる。

しかしながら、プロセス変更時の確認には、更に専門家を含めた第三者の視点を導入することがより適切であり、改善を図る必要がある。

### (4) 遅延調査票の取扱い

遅延調査票の取扱いについては、月次・四半期調査を行う基幹統計調査のうち、4基幹統計調査(※)において調査票の遅延が生じているものの、いずれも当該本来月(期)の集計にしか利用しておらず、「合算問題」は生じていない。

4基幹統計調査のうち、建設受注統計の遅延調査票については、可能な限り当該本来月の集計に反映させているところであるが、それでも間に合わない遅延調査票については、年度報の公表に合わせて、欠測値補完を計算し直して反映することとしており、「二重計上問題」は生じない。

また、残りの3統計調査は未回収の調査票についての欠測値補完をしておらず、「二重計上問題」は生じていない。

※ 建設受注統計、造船造機統計調査、鉄道車両等生産動態統計調査、自動車輸送統計調査

### (5) 内閣府から依頼があった基幹統計調査の文書管理に関する点検結果

9基幹統計調査について、内閣府の点検の時点である本年5月17日時点での調査票を含む主要な統計関連文書の管理状況は以下のとおりであった。

保存期間満了前の行政文書ファイルについて、保存されていないファイルはなかった。

保存期間満了前の行政文書ファイルについて、行政文書ファイル管理簿に記載されていないファイルが3基幹統計調査(※)で確認された。

※ 建築着工統計調査、建設工事統計調査、法人土地・建物基本調査  
廃棄された行政文書ファイルなどについて、廃棄同意を得ていないものが9基幹統計調査すべてで確認されたが、いずれも調査票であった。これは、担当者

に調査票が行政文書に該当するとの認識が不足していたことによるものと確認された。

上記のほか、基幹統計の点検を行う過程で、9基幹統計調査すべてにおいて、保存期間満了後に保存期間の延長をせずに行政文書ファイルの保存を継続しているもの及び作成年度が異なる行政文書を1つの行政文書ファイルにまとめているものが確認された。

## (6) その他

基幹統計の点検を行う過程で、統計委員会から求められた点検項目には該当しないものの、以下の課題を確認したところである。

### [建築着工統計]

- ・ 建築着工統計については、工事費予定額が高額で外れ値と思われる数字を補正処理している。今回の点検の過程で、その手法(外れ値として扱う範囲(閾値)や補正值の設定)が更新されておらず、令和3年度の公表データのうち木造では、補正処理をした件数が、43万件中約2万2千件と多めとなっている。
- ・ 顧問有識者からは、過去のデータを否定する性格のものではないが、精度向上の観点から改善が必要と指摘されており、外れ値として扱う範囲(閾値)や補正值に最新の統計手法を導入することの可否等、補正処理の在り方・手法について専門家による統計品質改善会議において検討していく予定。

### [港湾統計]

- ・ 港湾統計における「二港間の貨物流動量」について、A港で報告されたB港へ出された貨物量(移出量)と、B港で報告されたA港から受け取った貨物量(移入量)に、差異が生じているケースがある。
- ・ 全国の出発港から出された貨物量の合計と全国の到着港で受け取った貨物量の合計はほぼ合致しているが、例えば、A港からB港に到着するまでの経由地での積み下ろし量について正確に把握できていない等、その原因について点検することが必要。
- ・ 顧問有識者からは、限界はあるものの、港湾統計の精度をより高める必要があると指摘されており、港湾統計の精度を向上するための改善策について専門家による統計品質改善会議において検討していく予定。

## 2. 一般統計

国土交通省では、基幹統計に加えて、55 の一般統計についても点検を行った。人員体制については、大半の一般統計の各調査における担当職員数は1名程度であり、組織・業務体制の必要に応じた見直しが課題である。

調査・集計プロセスのマニュアル整備については、概ね整備されているものの、その質・量ともに充実を図る必要性が確認された。特に、5年に一度、10年に一度など、頻度の少ない調査については、当該組織の職員は調査業務が他の業務と兼務になっていることが多く、既存のマニュアルに意義や背景、留意点等を併せて記載する等の改良により、ノウハウ・知見の継承・蓄積を円滑に行うことが必要である。

遅延調査票の取扱いについては、5統計において調査票の遅延が生じているものの、いずれの統計においても本来月に使用する等、「合算問題」や「二重計上問題」は生じていない。

なお、55 の一般統計調査について、統計関連文書の点検を行った時点である本年4月15日時点での管理状況は以下のとおりであった。

保存期間満了前の行政文書ファイルについて、保存されていないファイルが1の一般統計調査で確認されたが、この行政文書ファイルに該当するものは調査票であった。これは、契約上の明確な定めがないなど業務委託先への指示の不備によるものと確認された。

保存期間満了前の行政文書ファイルについて、行政文書ファイル管理簿に記載されていないファイルが40の一般統計調査で確認された。

廃棄された行政文書ファイルなどについて、廃棄同意を得ていないものが26の一般統計調査について確認されたが、いずれも調査票であった。これは、担当者に調査票が行政文書に該当するとの認識が不足していたことによるものと確認された。

上記のほか、保存期間満了後に保存期間の延長をせずに行政文書ファイルの保存を継続しているもの(35の一般統計調査)及び作成年度が異なる行政文書を1つの行政文書ファイルにまとめているもの(10の一般統計調査)が確認された。

## 第4章 統計改革の具体策

今般の一連の不適切処理事案の原因と、所管統計の点検結果をもとに、国土交通省の統計改革を進めるため、統計部局の組織体制の改革及び「開かれ、使われ、改善し続ける統計」への改革を柱として、以下に示すものである。

統計は「使われる」ことが重要である。そのためには、オープン化されるべきであるし、どのように使われるのか、ユーザー視点の把握が必須となる。このことが統計作成の責任感を醸成することにつながる。

また、オープン化によって衆目によるチェック・気付きを集めることは、統計の誤りを防いだり、早期に発見したりすることにつながる。さらに、ユーザーの立場からの意見を反映した統計の改善や、政策に役立てるための設計自体の見直し等、政策と一体となった全体最適を生み出していくべきである。

これらを実現するための具体策は、以下のとおり多岐にわたるものであり、統計改革の推進は、直ちに実行に移すもの(令和4年度)、令和5年度から取り組むもの(予算・機構定員要求が伴うものを含む)、中期的に取り組んでいくものといったように、実現に要する時間等に応じて改革の進捗管理を行うものとする。

## 1. 統計部局の組織体制の改革

### [組織体制の強化]

国土交通省の統計幹事(政策立案総括審議官)の下に、一連の不適切処理事案の再発防止や統計改革に取り組む牽引役となる企画担当や、政策担当部局で統計を作成する際の相談・支援窓口としての機能を果たすために必要な人材を確保し、組織体制を強化するため、以下の取組を推進する。

- 国土交通省全体の所管統計について、実務(ルーティン業務)部門とは別に、所管統計全般の一元的な状況把握・点検、企画立案及び品質改善のための省内横断的な共通の土台・基盤を担う体制(以下「統計改善プラットフォーム」という。)の立ち上げを図る。【令和5年度～】
- 統計担当の人員体制の強化を図る。【令和4年度～】
- 各種統計実務を統合的に理解する職員を育成・配置する。【中期】

### [人材育成の充実]

統計人材の育成は、再発防止策の実施を支える礎である。統計人材は鳥の目と虫の目を併せ持ち、全体を俯瞰して業務を行える専門性を養うことが必要である。その際、統計を作成する他組織のベストプラクティスも学ぶべきである。統計を担当する個々の職員の専門知識を高めるとともに、職員が統計人材として成長を実感し、キャリアを形成していくことに誇りを持てるような職場風土・環境を形成していくため、以下の取組を推進する。

- 統計研修について、各研修機関が実施する研修を活用しつつ、積極的かつ計画的な受講を推進する。【令和4年度～】
- 他の統計作成組織との意見交換会の開催等により、統計実務に関する能力の向上を促進する。【令和4年度～】
- 統計人材に係る人事交流や、民間専門人材の積極的な任用を促進する。【中期】
- 統計部局に配置される職員のキャリアパスの設定等により、統計を担当する職員が安心して統計部局でのキャリアを形成し、それに誇りを持てるような風土づくりを行う。【中期】

#### [統計プロセスの合理化・効率化(統計棚卸しをはじめとする業務効率化)]

統計の調査環境が厳しさを増している中、限られた人員・予算の下で、統計を作成・公表し、統計精度の維持・向上など品質改善を図るためには、統計の作成・公表事務の合理化・効率化を図ることが不可欠である。これらを踏まえ、以下の取組を推進する。

- 国土交通省と調査実施を担う都道府県等の機関との意見交換を実施することにより、調査プロセスの改善や関係者間の連携を確保する。【令和4年度～】
- 集計業務等において、ノウハウを有する民間事業者の適切な活用を強化する。【令和5年度～】
- ユーザーからの意見を十分に踏まえ、行政記録情報、民間企業等が保有するビッグデータ等も活用し、調査項目の削減や代替、ニーズの乏しくなった統計の廃止等、統計業務の効率化や棚卸しを実施する。【中期】

#### [問題発見と解決を奨励する組織風土づくり]

統計に関する疑問や問題を職員が気軽に相談できる環境づくりや、問題の発見が現職職員の不利益にならない構造にしていくことが必要不可欠である。これら問題の発見と解決を奨励する風土づくりは、一朝一夕に成し遂げられるものではないが、幹部職員が率先しつつ、平素から不断に取り組むことが重要である。これらを踏まえ、以下の取組を推進する。

- 誤りを早期に発見するためのチェック手法を徹底するとともに、誤りに関する疑義及び誤りを発見した場合には、令和2年9月策定の「公表数値の誤りに

関する疑義及び誤り発見後の対応について」に則って対応するよう、改めて周知徹底する。 【令和4年度～】

- 統計改善プラットフォームは、誤りの疑義についての相談窓口機能を担うものとする。 【令和5年度～】
- 統計の専門家をアドバイザーとして任命し、定期的に職員との打ち合わせを実施し、統計に関する疑問や問題を気軽に相談できる体制を構築する。 【令和4年度～】
- 組織風土改革に向けた、幹部・課室長等の管理職ミーティングや若手担当職員等によるグループディスカッションの実施など部局内のコミュニケーションを充実させ、風通しの良い職場環境づくりを図る。 【令和4年度～】

## 2. 「開かれ、使われ、改善し続ける統計」への改革

### 〔「開かれた統計」への転換(統計のオープン化)〕

公的統計はユーザーに利活用されるために作成・提供している。このため、社会経済情勢の変化に伴って生ずる統計に対するニーズを把握し、ユーザーにとってより利活用しやすい形式で統計を提供し、より多くのユーザーに利活用してもらう視点を強化する必要がある。これらを踏まえ「開かれた統計」への転換に向け、以下の取組を推進する。

- 調査票情報の二次利用の要望についても、個人又は法人の情報に配慮のうえ、出来る限り対応する。 【令和4年度～】
- 各統計の目的・意義、各調査項目の定義、集計・推計方法、回収率等の統計の内容が分かる資料について、ユーザーの目線に立ち、できる限り開示する。 【令和5年度～】
- 政策担当部局、関係団体、経済アナリスト等との意見交換等により、統計部局において、各所管統計のユーザーニーズを把握する。 【令和5年度～】

### 〔「使われる統計」への転換(EBPMの推進)〕

統計の質向上のためには、実際に統計が利用されることが重要となる。公的統計はEBPM(Evidence Based Policy Making)を支える基礎であることを踏まえ、EBPMの実践を通じた統計の利活用を促進することが重要である。

実効性の高い政策を実現するため、政策がどのように影響を与えているのかを各政策担当部局において、統計、民間データ等を活用しながらモニタリングし、

必要に応じて軌道修正していくことが重要となってきた。

各政策担当部局が統計部局と一体となって新しい政策の企画立案にあわせ、その効果を測定するための統計利用を促進し、さらに、統計精度の向上など品質改善をけん引することが、EBPM をより一層強力に推進することにつながる。これらを踏まえ「使われる統計」への転換のための EBPM の推進に向け、以下の取組を推進する。

- 政策担当部局と統計部局の一層の連携強化のため、EBPM・情報政策本部の連絡会議を積極的に活用する。【令和4年度～】
- EBPM 推進のモデルとなる先導的なロジックモデルの作成を推進する。【令和5年度～】
- 政策担当部局において、統計、民間データ等の積極活用により EBPM を推進する。【中期】

#### 〔「改善し続ける統計」への転換〕

上記の統計のオープン化及び EBPM の推進により、政策担当部局のみならず様々なユーザーからの統計に係るニーズを把握するようになる。

この際、ユーザーニーズや経済構造の変化を踏まえつつ、調査項目の定義の一層の明確化、補正手法の見直し、推計手法の精度向上、公表データのあり方の見直し等といった品質改善を進めていくとともに、PDCA サイクルを確立・強化していく必要がある。

また、このためには、政策担当部局が所管する統計全体について、一元的に状況を把握し、共通課題の解決や好事例の横展開をする等、横断的に改善を図る仕組みを構築することが重要であることから、以下の取組を推進する。

- 統計改善プラットフォームにより、所管統計に係る PDCA サイクルの強化・推進を図る。特に、調査実施の3H(変更・初めて・久しぶり)時において、統計の実務部門だけではなく、統計改善プラットフォームによる複層的なチェックを行う。【令和5年度～】
- 統計専門家の参画を得て、「統計品質改善会議」を設置し、統計の誤り・その再発防止策等の共有や、統計の品質改善について審議・検討する。【令和4年度～】
- 業務マニュアルに沿った対応が困難となり例外的な処理を行った場合には、それを記録に残し、統計作成プロセスや業務マニュアルの見直しに活用する。



【令和4年度～】

- 統計改善プラットフォームにおいて、政府全体が目指す一定水準以上のマニュアルとなるよう、各統計作成部局と連携しつつ、統計プロセスの見える化(BPR)を行ったうえで、より具体的かつ明確な業務マニュアルへと改善する。

【令和5年度～】

### [統計 DX の推進]

統計部局における事務負担の軽減や報告者における負担軽減のみならず、誤りの未然防止やデータの保存管理の効率性の観点からも、積極的に統計業務におけるデジタル化を図っていくことが必要である。

この際、統計作成に関連する行政記録情報を収集段階で電子化することが重要であり、各政策担当部局と一体となって統計 DX を推進する必要がある。これらを踏まえ、以下の取組を推進する。

- 統計の集計・推計に関するシステムによるエラーチェック等の作業プロセスの適正化及び利便性向上を図るためのシステム改修を行う。 【令和5年度～】
- 国土交通省所管統計について、e-Survey 等を活用したオンライン調査化を推進する。 【令和5年度～】
- オンライン調査化した統計のオンライン回答率の向上を図る。 【中期】
- 建設業等の建設関連データの電子化において、建設工事 ID の導入について検討する。 【令和5年度～】
- 建設工事関係の統計のデータ収集との連携のため、ID 等による統合されたデータベースの構築について検討する。 【中期】

### 3. 公文書管理の改善に向けた具体策

公文書管理法上の同意を得ずに廃棄した行政文書ファイルについては、速やかに事実関係及び再発防止策について、所定の手続に従い内閣府へ報告を行う。現存する行政文書ファイルで行政文書ファイル管理簿に記載されていないものについては、既に全て記載済みである。その他の不適切な取扱いが確認されたものについても、速やかに是正する。

以上の是正措置を講じた上で、こうした不適切な取扱いの再発を防止するため、以下の取組を推進する。

- 調査票が行政文書に該当すること、行政文書ファイル管理簿へ記載が必要となることなど、公文書管理に必要な事項の明確化及び周知徹底を行う。  
【令和4年度～】
- 各統計の業務マニュアルに公文書管理法に定める手続を反映する。  
【令和4年度～】
- 部門ごとに細分化して主任文書管理者を配置すること等により管理体制を強化する。  
【令和4年度～】
- 公文書管理に関する理解の浸透のための研修内容を充実し、受講を強化する。  
【令和4年度～】
- 大臣官房公文書監理官による監査・点検を通じた事後チェックを強化する。  
【令和4年度～】

## 第5章 終わりに

本プランは、統計改革の推進のための具体策として取りまとめたものであるが、業務マネジメント上の課題への対応策でもあることから、統計部局のみならず、他の政策担当部局においても取り組むことにより、国土交通省全体が、常に国民に対して目線向け、誠実に国民に寄り添うサービスを提供することにつながるものである。

本プランで掲げる再発防止の具体策は多岐にわたり、その進捗管理が重要となる。国土交通省所管統計の適正化や更なる進化のため、統計専門家の参画を得て設置する予定である「統計品質改善会議」において、本プランについてその実施状況を確認し、必要に応じた見直しを行う等、更なる改革を推進していくものとする。

国土交通省としては、これら統計改革の取組を通じて、統計の改善のみならず、合理的根拠に基づく政策立案機能の向上を図ることにより、社会経済情勢の変化に応じた効果的な政策形成を推進してまいりたい。

[資料 1]

建設工事受注動態統計調査の不適切処理に係る再発防止策検討・

国土交通省所管統計検証タスクフォース

構成員

- (座長) 国土交通事務次官
- (副座長) 国土交通審議官  
国土交通審議官
- (構成員) 技監  
大臣官房長  
大臣官房総括審議官  
大臣官房総括審議官  
大臣官房技術総括審議官  
大臣官房政策立案総括審議官  
大臣官房公共交通・物流政策審議官  
大臣官房土地政策審議官  
大臣官房公文書監理官  
大臣官房サイバーセキュリティ・情報化審議官  
大臣官房技術審議官  
大臣官房総括監察官  
総合政策局長  
不動産・建設経済局長  
都市局長  
水管理・国土保全局長  
道路局長  
住宅局長  
鉄道局長  
海事局長  
港湾局長  
航空局長  
北海道局長  
政策統括官  
政策統括官  
観光庁長官

顧問有識者

- 亀井善太郎 (PHP 総研主席研究員、立教大学大学院特任教授)  
岸秀光 (弁護士・元名古屋地検特別捜査部長)  
西郷浩 (早稲田大学政治経済学術院教授)  
清水千弘 (一橋大学ソーシャルデータサイエンス教育研究推進センター教授)  
舟岡史雄 (信州大学名誉教授)  
和田希志子 (弁護士・ふじ合同法律事務所・元第一東京弁護士会副会長)